

平成29年 第13回教育委員会会議

1 日 時

平成29年12月22日（金）

開会 11時00分

閉会 11時55分

2 場 所

教育委員会室

3 出席者

田中新太郎教育長、金田清委員、眞鍋知子委員、西川恒明委員、新家久司委員

4 説明のため出席した職員

新屋長二郎教育参事、脇田明義教育次長、竹中功教育次長、升屋和夫教育次長、広川達也庶務課長、杉中達夫教職員課長、堀田葉子学校指導課長、篠原恵美子生涯学習課長、田村彰英文化財課長、近岡守保健体育課長

5 議案件名及び採決の結果

議案第25号 石川県教員育成指標について（原案可決）

議案第26号 いしかわ歴史遺産の認定について（原案可決）

議案第27号 文化財の県指定に係る石川県文化財保護審議会への諮問について
（原案可決）

議案第28号 教職員の人事について（原案可決）

6 報告案件

県立高等学校・特別支援学校教職員の勤務時間調査の集計結果（平成29年10月分）について

7 審議の概要

・開会宣告

田中教育長が開会を告げる。

・会議の公開・非公開の決定

議案第27号は、審議会への諮問予定案件のため、議案第28号は、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを、全会一致で決定。

・質疑要旨

以下のとおり。

議案第 25 号 石川県教員育成指標について（堀田学校指導課長説明）

議案第 25 号「石川県教員育成指標について」ご説明いたします。1 ページをお開きください。

1 の提案理由は、教育公務員特例法の改正により、校長及び教員としての資質の向上に関する指標を策定する必要があるためです。

2 の根拠法令は記載のとおりです。

3 の内容に入ります前に、少し経緯についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。昨年 11 月に教育公務員特例法等の一部を改正する法律が成立し、今年 3 月に、文部科学省より「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」が告示されました。教員の資質・能力の向上につきましては、本県ではこれまでも教員総合研修センターにおいて研修体系を構築する際に、教員のキャリアステージに求められる資質を明らかにしてまいりました。また、各学校においても教員の実態に応じて校内研修計画を作っており、その手引きとして、求められる資質・能力を県教委としてハンドブックにまとめております。今回の改正により、これらのものを指標としてまとめる必要が出てきましたので、7 月と 11 月の 2 回の教員育成協議会での協議を基に、今回改めて「石川県教員育成指標」として整理しました。指標というのは、教員がキャリアステージに応じて身に付けるべき資質や能力を明確化したもので、教員養成や教員研修の目安となるものであります。

今後はインターネット等によって公表するとともに、県立学校や市町の教育委員会に周知し、学校が校内において若手教員を育てていく際に活用することとなります。また、教員総合研修センターやいしかわ師範塾の研修計画を策定する際にも活用することとなります。

3 ページには教育公務員特例法のガイド部分を抜粋しています。また、4 ページには育成協議会の議員の名簿がございますので、ご覧ください。

それでは指標案の概要について、別添の資料によりご説明したいと思います。別添の横置きの石川県育成指標（案）をご覧ください。作成した資料は 4 枚組となっております。教諭等、養護教諭、栄養教諭等、管理職の 4 枚からなっております。今回の法改正を受けて、他県でも順次、育成指標が策定・公表されておりました。それらも参考にしてみたところ、おおむね構成等については他県と同様の形を取ることになっております。

では、1 枚目の教諭等の指標案をご覧ください。横軸のキャリアステージは、本県の教員研修体制に基づいて 5 段階に分けております。ステージ 0 は採用前の大学生や講師、ステージ 1、2、3 は現職教員、ステージ 4 は再任用教員の段階を表しています。現職教員につきましては、おおむねステージ 1 が採用から 10 年目まで、ステージ 2 が採用 11 年目から 20 年目まで、ステージ 3 が 21 年目以降の教員をそれぞれ想定しております。縦軸の教員に求められる資質・能力ですが、教諭等につきましては、大きく四つの領域を設けております。「教職としての素養」「学習指導」「生徒指導」「学校組織マネジメント」の四つとなっております。

2 枚目の養護教諭、3 枚目の栄養教諭等につきましては、教諭等の「学習指導」をそれぞれの職としての「専門領域」に置き換え、その他の領域は教諭等と全て共通とする形となっております。

4 枚目の管理職の指標をご覧ください。校長、副校長・教頭、部主事の三つの職に分

けております。いずれも「教職としての素養」と「学校組織マネジメント」の二つの領域で構成しており、「教職としての素養」は全て教諭等と共通することにしております。

本県の指標案の特徴としましては、教員のキャリアステージを5段階に分けて設定しているところです。国の指針では、教員の養成期である0ステージからベテラン教員の3ステージまでが示されておりますが、本県の場合、それに後進の指導・育成に当たる再任用教員の4ステージを加えて作成しました。

本県では、既に研修体制の大幅な見直しを図り、教育センターを教員総合研修センターに改組し、いしかわ師範塾と密接に連携することによって、採用前の学生から現職教員、退職後の再任用教員まで、キャリアステージに応じた「いしかわ型教員研修体制」を構築したところであり、それをまさに盛り込んだのが今回の指標案となっております。以上が指標案の概要です。

皆さま方には事前に勉強会を開催し、詳しい説明はさせていただきました。その際に頂戴したご意見も今回盛り込んでおりますので、この場での詳細な説明は割愛させていただきます。以上で説明を終わります。

【質疑】

(新家委員)

私からの提案として聞いていただければ結構なのですが、今後の予定のところ、県立学校及び市町教育委員会への周知ですが、委員の中で金沢大学の先生が入られているので問題はないかと思うのですが、要は教育関係の大学のところでも、石川県として教員の養成はこういう形で考えています。それを前提として教育学部でもいろいろご検討を願いますみたいな形で、大学の方にご案内いただけないかと思いました。

(田中教育長)

ごもっともです。そういう形できちんと対応させていただきたいと思います。

(金田委員)

大変分かりやすく、先生方のステージに応じた形で決められているのは、いいことだと思います。学習指導などは、まさに教員にとって当たり前のことで、いいのですが、特に私は教諭及び養護教諭等を見ていて、生徒指導のところの児童生徒理解の第1ステージの文章は大事だと思います。「個々の児童生徒の背景を理解することができる」、この1冊はこの言葉に集約されていると思います。教員が一番大事なのは、児童生徒の背景をきちんと把握することであって、把握していないで学習指導したり、生徒指導、あるいは、生活指導していくことによって、非常に子どもを追いやったりする場面が出てくると思う。この子はしゃべらない子、心を開かない子というだけで次の担任に申し送るだけでは駄目なのです。しゃべれないほどの深い悲しみを経験したり、憂いを持っているというところまで先生が分かるような力を持たないと、私は教育というのは成り立たないと思います。そういう意味では、教諭も養護教諭も栄養教諭も、その欄を見たら、きちんと押さえてあります。私は2、3、4も全部に当てはまることではないかと思えます。多分、この第1ステージでやったから、当然含まれるという意味で、2、3、4は省いてあるのだと思いますが、ぜひこの文章でもって学校現場も頑張っていたいただければ、

石川の子どもも、もっと生き生きしてくるのではないかと思います。

(田中教育長)

もっともだと思います。きちんと一人ひとりと向き合って、一人ひとりにきめ細かく指導していく力をしっかり身に付けるということが大事だと思いますので、実際の研修の中、あるいは、各学校における教員の管理職等の指導の中では、しっかりとそういった意識付けもしていきたいと思っています。

(金田委員)

ぜひお願いします。

(田中教育長)

最終的にはこれを踏まえた研修計画が一番大事なので、今取り組んでおります校内研修も充実も含めて、こういう指標に沿った形で、いかに実践的にどんな研修をするかが大事だと思いますので、しっかり現場にも浸透させて、具体の取り組みにつなげていきたいと思っています。

(田中教育長)

採決を行う。

(各委員)

異議なし。

議案第 26 号 いしかわ歴史遺産の認定について（田村文化財課長説明）

議案第 26 号「いしかわ歴史遺産の認定について」、ご説明いたします。資料 5 ページをお開き願います。

- 1 の提案理由は、「いしかわ歴史遺産」の認定を行うためです。
- 2 の根拠法令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条です。
- 3 の内容につきましては、次の 6 ページをお開き願います。

いしかわ歴史資産の概要ですが、「いしかわ歴史遺産」は、全国に本県の魅力を発信し、観光誘客や地域活性化を図ることを目的としたもので、各地域で世代を超えて受け継がれている歴史、伝承、風習や有形・無形の文化財をそれぞれ関連付け、その魅力を分かりやすく説明したストーリーを認定するもので、本県においては平成 27 年度に創設した制度であり、いわば日本遺産の石川県版と言えるものです。なお、これまで平成 27 年度には 5 件、平成 28 年度 3 件の合計 8 件を認定していますが、13 ページにはこれまでの認定ストーリー一覧を参考に添付させていただいております。

認定までの経緯につきましては、記載のとおりですが、今年度は 10 市町から六つのストーリーの申請があり、9 月～10 月にかけて、それぞれの申請案件ごとに、市町からヒアリング、あるいは、私どもが現地へ行きまして調査をして、11 月 28 日には観光や歴史等の専門家により構成される審査委員会を開催し、今回お諮りいたします 3 件の認定の候補を選定したところです。

認定候補に選びました 3 件についてご説明いたします。次の 7 ページをお開き願います。

一つ目は七尾市から申請がございました「能登国府を探る ～能登立国 1300 年～」でございます。養老 2 年（718 年）、能登国が立国し、現在の七尾には、多くの文化遺産が今も残っていることなどから、この地に国府が存在していたことは確実とされています。能登を巡行し、この地の情景を詠んだ大伴家持、あるいは、熊甲二十日祭、青柏祭といった古来から受け継がれてきた特徴ある祭礼が今も行われ、能登国府が置かれた七尾には、先人が紡いだ歴史と文化が今も息付いているというストーリーです。資料の下の方にはストーリーに登場する代表する構成資産の写真であり、次のページには主な構成資産の一覧表を添付させていただいております。なお、こちらの説明は省略させていただきたいと思っております。

続きまして、9 ページをお開き願います。こちらは輪島市、羽咋市から申請がありました「能登の禅の古刹と古道を歩く ～永光寺から總持寺へ～」でございます。鎌倉時代に生まれた禅の教えは、總持寺を開山した瑩山紹瑾により能登の地へ伝えられ、その弟子、峨山韶碩により発展の礎を築きました。厳しい禅の修行で知られる教えは、前田家の庇護を得て発展し、全国へ広がっていきました。多くの修行僧を受け入れてきた、能登の「禅の古刹と古道」を訪ねれば、禅の文化を肌で感じることができるというストーリーです。写真と、次のページには構成資産の主な一覧表を付けさせていただいております。

次ページをお開きください。最後になりますが、中能登町、羽咋市、志賀町からご提案がありました「能登の王墓～ 半島を舞台に躍動したノトの王～」でございます。ヤマト政権は前方後円墳に代表される王墓を各地に広め、古墳時代の王墓は権力誇示のためのモニュメントであり、能登では、4 世紀後半から「能登の王墓」にふさわしい規模

の古墳が築かれてまいりました。「能登の王墓」は時代を経て、墳丘上に社が建ち、地域の人々による雨乞いの神事などが執り行われるなど、祈りを捧げる場所として変容しながらも、さまざまな文化や伝承を生み出し、今も引き継がれているというストーリーです。

以上3件ですが、いずれの候補も本県の魅力を伝えるに十分にふさわしいものということで、認定審査委員会からご意見を頂いております。

資料6ページに戻っていただきたいと思いますが、認定日につきましては、認定いただきましたら、ストーリーにつきましては後日、認定証の交付を予定しており、この日を交付の認定の日と考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(田中教育長)

実はこの3件とも、昨年、補欠候補ということで、ストーリーをもう少し磨けなど、審査会で専門家の皆さんからいろいろな宿題を頂いて、申請市町の方で私どもと一緒に少し見直しまして、充実した形で今年は審査会でご了解を頂けたということです。能登立国1300年はまさに来年が1300年ということで、今、博物館の話など、これを記念していろいろ取り組みをしていますが、もしご承認いただければ、非常にいいタイミングでの認定になるかなと思っています。禅の方は、能登の風習や文化にどのようにこの禅が今も残っているのか。そういったところをもう少し明確にストーリー化をしてくれという宿題で、それをきちんとやってまいっております。三つ目の中能登は、実は昨年は中能登町単独での申請でした。昨年は専門家の皆さんからは、邑知潟地溝帯に他にもあるから、複数の市町でもう少し広げて申請し直したら中身も濃くなるし、資産も増えるというご指摘を受けました。中能登町だけだと一部だけの構成資産になるので、広げて市町共同でいうことで宿題が出ておりまして、それを3市町でもう一度練り直して構成資産も充実して、申請が再度出てきたという経緯がございます。経緯を説明させていただきました。ご審議をお願いしたいと思います。

【質疑】

(眞鍋委員)

能登立国1300年ですが、「1300年」というタイトルが付いていますと、50年後、100年後にこの遺産が残っているときに、1300年というものが付いたままで大丈夫なのでしょうかという素朴な疑問です。

(田中教育長)

確かに1400年を超えるとですね。なかなか鋭い指摘だと思います。そういう議論は審査会の方では出ておりませんでした。100年間、1300年を超えるということでは続くので、また相談させてください。

(田村文化財課長)

これはあくまでサブタイトルで付けさせてもらったのですが、当初は頭から1300年という言葉があったのですが、今言われたご指摘もありました。とはいえ、来年、ちょうどいい機会ですので、売り出したいという市の思いもありましたので、サブタイトルで付けさせていただいたということです。

(西川委員)

基本的には賛成ですが、ちょっと心配だなと思うのは、私は8月に總持寺を見てきたのですが、能登半島地震の傷みが相当ひどくて、いまだに改修中で、中も勝手に入れな
い。一応、入場料を払って中に入ったのですが、これはまだまだ修復に時間がかかりそ
うだなという思いをしながら見てきたのです。ただ、親戚の子を連れて行ったのですが、
それでも感激はしていました。ただ、あの状態で認定して、観光客が見に来たときに、
「ん？」という思いを持たないかな。何か説明が要るかなという思いもしたので、もし
そういうのがあれば、実は能登半島大地震で大きな被害を受けて、現在修復中だとい
うことも書いてあれば、納得して見ていただけるのではないかという気がしました。恐
らく修復に関しては細心の注意を払ってやっておられるのではないかなと思います。

(田村文化財保護課長)

今、手元にありませんが、まさに平成19年の能登半島地震で大きな被害を受けた文
化財、お寺さんの一つで、最初はやはり県の指定の文化財などを優先的に修理します。
あそこはほぼ全体が国の登録有形文化財になっていますので、文化財の修理は結構念入
りにしなければいけないということで、国と相談しながら、当然、財政的な話もありま
すし、あと何年か続くと聞いておりますが、しっかり直すということでお話は聞いてお
ります。ここには付けていませんが、輪島市さんが出すストーリーの中には、そうい
った復興に向けて頑張っているという言葉も付きました。これから私どもはパンフレット
などを作りますので、そういったところにはそういうことを書かせていただければと思
っています。

(西川委員)

併せてよろしいですか。雨の宮古墳群ですが、1号墳、2号墳中心でということですが、あそこは古墳群なので、複数の資産があるかなと。さらに田鶴浜へ抜ける道がある
のですが、そこには価値があるかないかは別にして、恐らく400以上の古墳の跡がある。
そこは全然考えていないのですよね。

(田村文化財保護課長)

このストーリーは邑知潟平野の左右に丘陵地があって、そこに非常に大きな古墳が集
積しているというストーリーです。代表的な資産ということで出しておりますが、そこ
に小さなものでも見どころがあれば、今後、情報発信の中でそういったところをお知ら
せしていくのかなと思っています。

(田中教育長)

構成資産はまたきちんと調査がされて、確実に王墓にこのストーリーに乗っかってく
るものであれば、構成資産の追加は別に問題ないと思います。国の方でもそんな形で後
で対応していますので。

(西川委員)

思いとしては、どんどん宣伝してほしいという思いがあるのです。ここで400以上も

古墳があるのかと。道路沿いに田んぼの真ん中に丸いものがたくさんあるのです。それを見ても恐らく子どもたちは気が付かない。説明されて初めて「あ、そうなんや」というふうに理解をしてくれるのではないか。地元の子どもでも恐らくそういう感じなので、こういったことを機会にぜひ宣伝していただければありがたいと思います。

(田中教育長)

マニアは未発掘の古墳の方が興味があると。奈良なんかへ行くと、それの方が好きな人がいまして、観光地化されているようなところよりも、最近発見されたところ、これから発掘するところなどは結構人気があるみたいですから、パンフレット等にも他にもたくさんあるということを書くなり、PR のところでまた工夫をさせていただきたいと思っています。

(新家委員)

今のパンフレットの話ですが、概要のところ、「観光誘客や地域活性を図ることを目的とし」ということで、これが目的です。だから、それにどのように貢献したかということが一番大切だと思うので、いつの機会でもいいので、正式な形でなくても、こういうことを認定して、このような効果があったという話をどこかで聞かせていただけるとありがたいなと思います。

(田中教育長)

おっしゃるとおりですね。

(新家委員)

もう一つ、前に、知事が近代工業遺産。確かPFUさんで日本初期のコンピューターを持っているという話を2、3年前に聞いた記憶があるのですが、歴史遺産に入るのか分からないのですが、最近、産業視察みたいな形も観光の一環としてなっていますので、そういう掘り起こしみたいなものも市町さんと協議をしていただければ結構かなと思います。

(田中教育長)

近代遺産はやりましたね。津田駒さんのところ確か・・・。

(新家委員)

ウォータージェットのね。

(田中教育長)

織機もやっておりますね。

(新家委員)

ついでに言うと、白山の砂防堰堤群も100年で、あれも遺産のうちに入るのではないかと。業界の話で申し訳ないですけど。

(田中教育長)

近代になってくると、新しいものでも 100 年たったりしています。市町には地元の PR、地域の PR につながるせつかくの制度なので、活用してほしいということで、幅広くストーリーの構成を考えていただいて、企画提案をしっかりとってほしいということでお願いをしています。趣旨、目的等々を含めて周知はしっかりと働き掛けをしたいと思っています。

(金田委員)

観光や地域の活性化というのは大事だと思いますが、永光寺の境内の写真を初めて見たのですが、こういうものを多分、小中あたりは使っていると思うのですが、ふるさと教育の一環として、自分たちの住んでいるところに誇りを持たせる。非常にいい形の制度をつくられたと思うので、ぜひこういうものも学校現場で大いに活用していただいて、子どもたちが巣立った後、自分たちのふるさとに対する思いを持たせるような形でやっていただければと思います。

(田中教育長)

採決を行う。

(各委員)

異議なし。

報告事項 県立高等学校・特別支援学校教職員の勤務時間調査の集計結果（平成 29 年 10 月分）について（杉中教職員課長説明）

報告事項、「勤務時間調査の集計結果 10 月分」の説明の前に、去る 11 月 21 日に第 2 回「教職員多忙化改善推進協議会」を開催しましたので、口頭により簡単にご報告いたします。

8 月末の第 1 回協議会では、委員全員で、教職員の多忙化の現状認識の共有を図り、11 月末に開催した第 2 回協議会においては、学校現場からの多忙化改善に向けての実践事例や取り組み提案の意見を踏まえ、市町教育委員会や校長会、体育連盟など、各団体の代表からも取組方針の取りまとめに向けたいろいろなご意見を頂きました。今後、頂いた一つ一つの意見について、協議会の下に設置したワーキンググループでしっかりと検討するなど詰めの作業を行い、年度末までには「取組方針」を取りまとめていきたいと考えているところです。

それでは、「10 月の県立高等学校・特別支援学校教職員の勤務時間調査の集計結果」を資料 19 ページにより、ご報告いたします。

「1 時間外勤務時間の平均と時間外勤務の内容」をご覧ください。まず 1 行目の高等学校では、10 月 1 カ月の時間外勤務時間は 1 人当たり平均 49.0 時間で、9 月と比べて 3.2 時間の減となっております。その内容の内訳ですが、教材研究等が 11.8 時間、校務分掌等が 17.5 時間、部活動が 19.8 時間となっております。これは、10 月は多くの学校で中間考査があり、部活動指導が減少し、その分、教材研究等の時間が増えたものと考えております。

4 行目の特別支援学校ですが、10 月 1 カ月の時間外勤務時間は 1 人当たり平均 29.8 時間で、9 月と比べて 1.4 時間増えております。これは、10 月には特別支援学校において修学旅行、文化祭、そして、就労体験実習などに係る指導によるものが大変増えており、このようなものと考えております。

全日制と定時制・通信制に分けて集計した結果、及び全体については、記載のとおりです。

次に、「2 時間外勤務時間の分布」をご覧ください。1 行目の高等学校の 1 カ月の時間外勤務時間が 80 時間を超える教職員の割合は、右端の 3.2%とその左の 12.2%を加えて 15.4%であり、9 月と比べて 5.8 ポイントの減となっております。

全日制と定時制・通信制に分けた結果、また、特別支援学校については、記載のとおりです。以上で報告を終わります。

【質疑】

質疑なし。

（田中教育長）

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第 27 号 文化財の県指定に係る石川県文化財保護審議会への諮問について
田村文化財課長が説明し、採決の結果、前回一致で原案のとおり可決された。

議案第 28 号 教職員の人事について
杉中教職員課長が説明し、採決の結果、前回一致で原案のとおり可決された。

閉会宣言

田中教育長が閉会を告げる。